

道路占用料改定のお知らせ

公開日：2022年1月25日

令和4年4月1日から道路占用料の額を改定します

荒尾市道の道路占用料の額を定める「荒尾市道路占用料徴収条例」の一部改正（令和3年12月14日公布）に伴い、**令和4年4月1日から**道路占用料の単価が変わります。

改定理由

- 荒尾市道の道路占用料の額は、国道の道路占用料の額の算定方法に準じ算定しています。
- 道路占用料の額の算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）の変動や、国道の道路占用料の額が令和2年4月に改定されたことなどを踏まえ、前回（平成31年4月）の道路占用料の額の改定から3年を経過することから、令和4年4月に道路占用料の額を改定することとしました。

改定内容

- 令和4年4月1日以後に新たに占用許可を受ける場合、改定後の占用料が適用されます。
- 令和4年3月31日以前に占用許可を受け、継続して占用される場合についても、令和4年度分以後は改定後の占用料を適用します。
- なお、法定外公共物占用料についても、荒尾市道路占用料徴収条例に準ずることから、同様の取り扱いとします。
- 改定内容の詳細は、下記を参照ください。

ファイル名: [荒尾市道路占用料徴収条例 新旧対照表.pdf](#)

お問い合わせ

産業建設部 土木課 維持管理係
電話:0968-63-1485

[この記事についてメールで問い合わせる](#)



このページは荒尾市独自の基準に基づいたアクセシビリティチェックを実施しています。

[「アクセシビリティチェック済みマーク」について](#)

[まちづくり](#)

[区画整理](#)

[景観](#)

[都市計画](#)

[都市公園](#)

[荒尾市道路網図](#)

[里道・水路（法定外公共物）](#)

[橋梁](#)

[道路](#)

[スマートシティ](#)

[目的別を探す](#)

[防災・防犯](#)



〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地
電話番号：0968-63-1111（代表）

開庁時間
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
（ただし、祝・休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

ウェブアクセシビリティ
レベルAA準拠しました

[詳細を見る ▶](#)

[サイトマップ](#)

Copyright © ARAO CITY All Rights Reserved.

